

松江市告示第 222 号

松江市訪問型子育てサポート事業利用支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市訪問型子育てサポート事業利用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 松江市訪問型子育てサポート事業利用支援補助金（以下「補助金」という。）は、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、松江市訪問型子育てサポート事業実施要綱（平成 18 年松江市告示第 188 号。以下「実施要綱」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用料 実施要綱第 9 条に定める利用者負担金をいう。
- (2) 利用者 松江市訪問型子育てサポート事業を利用した者をいう。
- (3) 生活保護世帯 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯をいう。
- (4) 市町村民税非課税世帯 当該年度（4 月から 7 月までの間に申請を行う場合は、前年度）の世帯員全員の市町村民税が非課税である世帯をいう。
- (5) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項又は第 2 項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の対象者、補助対象経費、補助金の交付の率又は金額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市訪問型子育てサポート事業利用支援補助金
補助金交付の	松江市訪問型子育てサポート事業の利用者に対し、その利用料の一部又は全

目的	部を補助することにより、同事業を利用しやすい環境を整備し、出産、育児の負担を軽減することを目的とする。
補助金の対象者	生活保護世帯、市町村民税非課税世帯又はひとり親世帯である利用者のうち、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。 (1) 利用日現在において妊娠中又は出生した日から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者で、かつ、市内に住所を有し、本市の住民基本台帳に記載されている者 (2) 市長が必要と認める者
補助対象経費	補助対象経費は、補助対象者が松江市訪問型子育てサポート事業の利用の際に支払った利用料とする。ただし、同一年度内に40時間を利用した利用料の合計額を上限とする。
補助金の交付の率又は金額	補助金の交付額は、補助対象金額に次の各号に掲げる補助対象者が属する世帯の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じた額とする。 (1) 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯 10分の10 (2) ひとり親世帯（前号に掲げるものを除く。） 2分の1
終期	令和5年3月31日

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松江市訪問型子育てサポート事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、サポートを利用した日の属する年度内に市長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる申請者が属する世帯の区分に応じ、当該区分に定める書類

ア 生活保護世帯 福祉事務所長が発行する生活保護受給の証明書

イ 市町村税非課税世帯 市町村民税が非課税である世帯と分かる証明書

ウ ひとり親世帯 児童扶養手当受給者証又は戸籍謄本

(2) 世帯の状況を確認するための住民票謄本及び戸籍謄本

(3) 補助対象である期間の松江市訪問型子育てサポート事業報告書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者及びその世帯員が同意した場合は、公簿等を確認することにより前項各号に掲げる書類の一部の提出を省略することができる。

3 第1項に規定する申請書及び添付書類の提出があったときは、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

(補助金の交付決定及び確定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を決定し、申請者に対し、松江市訪問型子育てサポート事業利用支援補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(着手届及び完了届)

第7条 規則第11条の規定による着手届及び完了届は、これを省略するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（あて先）松江市長

松江市訪問型子育てサポート事業利用支援補助金交付申請書兼請求書

松江市訪問型子育てサポート事業利用支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請し、及び請求します。なお、申請に当たり、市が私及び私の世帯員の市町村民税の課税状況について確認することに同意します。このことについては、私の世帯員の同意を得ています。

申請者	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日
	連絡先			
その他の 世帯員	氏名	続柄	生年月日	備考
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

補助対象金額	補助区分	補助金申請額
円	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯（補助率 100%） <input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯（補助率 100%） <input type="checkbox"/> ひとり親世帯（補助率 50%） （事実婚の有無 <input type="checkbox"/> 無し）	円

- ・申請時は、対象となる松江市訪問型子育てサポート事業報告書（請求書兼領収書）を添付して下さい。
- ・補助対象金額は、補助対象者が松江市訪問型子育てサポート事業の利用の際に支払った利用料のうち、同一年度内に40時間分が上限となります。
- ・補助金申請額は、補助対象額に補助率を掛けて、算定して下さい。

裏面へ続く

交付が確定した場合は、次の口座に振り込んでください。

振 込 先	金融機関	銀行・信用金庫 農協・労働金庫		本店・支店 本所・支所・出張所					
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号						
	口座名義	(カタカナで記入)							

※振込先は申請者本人名義の口座に限ります。

振込先口座の確認書類貼り付け欄

振込口座の通帳の写し

※必ず金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）が確認できる部分をコピーして下さい

松江市訪問型子育てサポート事業利用支援補助金交付決定兼確定通知書

様

年 月 日付で申請のあった松江市訪問型子育てサポート事業利用支援補助金の交付については、下記のとおり補助金の交付を決定し、その額を確定したので、松江市訪問型子育てサポート事業利用支援補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

年 月 日

松江市長 氏 名 印

記

補助年度	年度	補助金等の名称	松江市訪問型子育てサポート事業利用支援補助金
補助事業等の名称	松江市訪問型子育てサポート事業利用支援		
補助対象金額	円		
補助金等の交付確定額	円		
交付条件			

(注) 上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から7日以内に文書で申請の取下げをすること。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。